



住民税非課税世帯へ

物価高騰に対する生活支援金を支給

電力やガス、食料品などの物価高騰により、家計に大きな影響を受ける住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円(1回限り)を支給します。

詳しくは、**困**地域包括ケア課(☎⑤8412)へ。

■支給対象

令和5年6月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯(生活保護受給世帯を含む)

※世帯全員が「住民税が課税されている他の親族など」の扶養を受けている場合は対象外

■申請方法など

対象の世帯へ7月中に「給付金のご案内」(はがき)または「確認書」(封書)を送付します。一部、通知が送付されない世帯もありますので、世帯の状況に応じて、次の①～③のとおり対応してください。

①「給付金のご案内」が届いた世帯

はがきに記載された内容で給付金の支給を希望する場合は、手続きは不要です。8月17日(木)に

振り込みを予定しています。

振込先口座など記載内容の変更や給付金を辞退する場合は、地域包括ケア課に連絡し、7月31日(月)までに手続きしてください。

②「確認書」が届いた世帯

振込先口座が不明な場合などに、確認書を送付します。必要事項を記入し、必要書類と一緒に10月31日(火)までに提出してください。

③「給付金のご案内」や「確認書」が届かない世帯

支給対象で、7月中に市からの通知が届かなかった次の①～③の世帯の世帯主は、申請書(市ホームページまたは地域包括ケア課にあります)に必要書類を添えて、8月1日(火)から10月31日(火)までに地域包括ケア課に申請してください。

※所得の申告などが別途必要な場合があります(8月1日以降に手続きが必要な世帯)

- ①令和5年1月1日時点で本市に住民登録がない人がいる世帯
- ②令和5年度の住民税(令和4年分の収入)申告が済んでいない人がいる世帯
- ③住民税の修正申告をする世帯

支給対象世帯の手続きフローチャート



【注意】支給対象を判定する「世帯の構成員」は、住民登録で判断します。家計の分割や二世帯住宅などは、別世帯と判断しません。

【注意】手続きが必要なケース

- A 「給付金のご案内」に記載の振込先口座を変更したい場合(以前の給付金の振込先口座を解約または名義人を変更した場合なども該当)
- B 世帯主に変更があった場合
- C 口座凍結などで指定の口座に振り込みができない場合
- D 給付金の受け取りを希望しない場合

手続きの期限
7月31日(月)

② ③ 提出期限
10月31日(火) 必着

〈支給時期〉
受付後、約4週間
で振り込みます